

看 護 課

1. 看護の質の向上と確保に関する検討会について

昨年7月にとりまとめられた「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」を踏まえ、今後の少子高齢化、医療の高度化、療養の場や国民のニーズの多様化といった変化に対応し、国民に良質な看護サービスを提供する必要性に留意しながら、看護職員の質の向上と確保の両面について検討していくことは喫緊の課題である。

看護の質と量は密接な関係にあり、看護教育の一層の充実に加え、新人看護職員研修の普及やチーム医療の推進による専門性の向上は、看護の質を高めるための重要な課題であるばかりでなく、これらを推進することによって看護職員が魅力ある専門職種として認知され、看護職員の確保にも大きく貢献するものである。そして、ひいては国民に対する看護サービスの向上につながるものである。

このため、多様な立場の有識者による幅広い観点からの検討を行うことを目的とした厚生労働大臣主催の「看護の質の向上と確保に関する検討会」を設置し、①看護職員の確保、②新人看護職員の質の向上、③チーム医療の推進、④看護教育のあり方の4点を主な検討課題として、昨年11月27日から現在まで4回にわたり会議を開催したところである。

検討会において出された主な意見は以下のとおりであるが、今後、これらの意見をとりまとめ、関係省庁等と連携・協力しながら、看護の質の向上と確保に向けた諸施策を積極的に進めていくこととしている。

【主な意見】

1. 看護教育について

- 看護師がその役割を果たすために必要な知識・技術や能力は多岐にわたるが、そのうち、免許取得前の基礎教育段階で学ぶべきことは何かという点を整理しながら、すべての看護師養成機関について教育内容、教育方法等の見直し・充実を図るべきである。
- 看護職員が専門性を持ってキャリアアップしていくことは、患者への看護サービスの向上や看護職員の離職防止、定着のためにも重要であることを踏まえ、各医療機関等における看護職員の実践的キャリアアップや、医療機関が専門看護師や認定看護師等の積極的な活用を推進することについて支援策が求められる。

2. 新人看護職員の質の向上について

- 現在の医療の高度化や患者ニーズの変化を背景に、臨床現場で必要とされる臨床実践能力と看護基礎教育で習得する看護実践能力との間に乖離が生じていることから、新人看護職員研修の実施及び在宅看護等も組み込んだ研修内容を強化することが求められる。

3. チーム医療の推進について

- 安心・安全な医療を確保し、医療の質の向上を図るためには、医療関係職種が各々の専門性を高め、相互の専門性を理解し協働・連携しつつ、チーム医療を推進していくことが重要である。
- 医師と看護職員との協働・連携を検討するにあたっては、実践現場で看護職員が既に担っている業務の状況を踏まえ、それぞれの専門性に沿ってそれぞれが担うべき業務の範囲と、それを実施するにあたって必要となる知識や技術を整理することが求められる。

4. 看護職員の確保について

- 看護職員の需給見通しについては、少子化による養成力の減少などを踏まえた長期的な需給見通しについても検討しつつ、制度改正等の情勢を踏まえて必要に応じて見直すことも含め検討すべきである。また、離職の防止、再就業の促進を図るため、多様な勤務形態の導入や病児保育も含めた院内保育所の整備等を進めることが必要である。

2. 看護職員の確保及び資質向上対策について

看護職員確保対策については、平成21年度予算案において、資質の向上、離職の防止・再就業の促進、養成力の確保などを行うため、約94億1百万円を計上しているところである。

そのうち新規事業としては、

- ・看護職員の需給見通しに関する検討会（第7次）
- ・協働推進研修事業
- ・訪問看護管理者研修事業
- ・高度在宅看護技術実務研修事業

を盛り込んだところである。

各都道府県におかれては、看護職員の確保及び資質向上が医療提供体制の充実を図るうえで重要な施策であることから、これらの事業を積極的に活用し、引き続き看護職員確保対策に積極的に取り組んでいただきたい。

(1) 資質の向上

ア. 協働推進研修事業について

近年、医師については、厳しい勤務環境に置かれているが、その要因の一つとして医師でなくても対応可能な業務までも医師が行っている現状があるとの指摘がある。そのため、平成19年12月28日医政局長より「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」の通知（以下「役割分担通知」という。）を发出したところである。

医療提供体制の充実を図る観点から、役割分担通知において示した強化すべき看護業務について、看護師等の研修の場を確保し、看護師等の専門性を発揮する機会の増大を図り、医師と看護師等の協働と連携を促進することとしている。

具体的には、役割分担通知にある薬剤の投与量調節、療養生活指導、インフォームドコンセント、トリアージ、その他基礎的研修について、各都道府県において、研修事業に参加する看護師等を募集するとともに、協議の場を設置し、研修プログラムの作成及び研修場所や研修内容の調整を行い、研修を実施していただくこととしている（委託による実施も可）。

なお、研修については、多数の医療機関から参加ができるよう複数の機会で開催するなど、参加者への配慮をお願いしたい。

イ. 新人看護師及び新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業について

看護基礎教育における学習内容と臨床現場で求められる能力にギャップがあり、新卒者の中にはリアリティショックを受ける者や、高度な医療を提供する現場についていけないなど新人看護職員の離職の原因となっている。

一方で医療安全の確保に向けた体制整備が喫緊の課題となっており、新人看護職員の資質の向上が急務となっている。

このため、新人看護師及び新人助産師の離職の防止や、医療安全の確保に向けた体制の整備を確保するため、卒業直後の新人看護師に対する臨床研修をモデル的に実施し、その結果を分析の上で効率的、効果的な研修方法を全国的に普及させるための事業を引き続き実施することとしている。

また、効果的な研修の実施にあたっては、教育担当者の能力開発、育成が必須であることから、十分な研修プログラムを有する医療機関において実施される教育担当者等に対する研修についても引き続き実施することとしている。

この事業は厚生労働省と医療機関等との委託契約により実施することとしているが、各都道府県におかれては、医療機関や関係団体に対する本事業の周知や調整等について、積極的にご協力をお願いしたい。

ウ. 看護職員専門分野研修事業について

平成20年6月「安全と希望の医療確保ビジョン」においては、看護師が専門性を十分に発揮し効率的な医療の提供を行うことができるよう、認定看護師の取得を促進する施策を講じ、その普及・拡大に務めることとされているところであり、平成21年度においては、補助対象経費に消耗品費を追加し、補助額の増額を行うこととしている。

エ. 院内助産所・助産師外来開設のための助産師等研修事業について

妊婦の多様なニーズに応え、地域における安全・安心・快適なお産の場を確保するとともに、助産師がその職能を活かして活躍することができる場を産科病院・産科診療所に確保するとともに、正常産を助産師が担うことで産科医師の負担を軽減するため、平成20年度より「院内助産所」「助産師外来」の設置の推進を図るための研修事業を実施しているところである。

平成21年度においては、更なる研修の実施を促進するため、補助基準額の増額を行うこととしている。

(2) 離職の防止・再就業の支援

第六次の需給見通しにおける潜在看護職員は55万人と推計されているところであり、潜在看護職員の復職は重要な課題である。

このため、以下の事業について積極的な活用をいただき、看護職員の復職支援をお願いしたい。

ア. 病院内保育所運営事業について

子どもを持つ女性医師や看護職員等の離職の防止・復職支援を図るため、病院内保育所運営事業は重要な施策であると考えており、保育士等に係る運営経費や、24時間保育、病児等保育等に対する補助を行っているところである。

また、平成20年度から、更なる充実を図るため施設の整備についても補助対象を行っているところである。

更に、平成21年度については、病院内保育所の運営の更なる充実を図るため、保育士の基準単価を増額することとしている。

イ. 看護師確保のためのモデル事業

平成19年度から、看護師の確保が困難な地域・医療機関の看護師確保モデル事業として、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を図ることとしている。

ウ. 助産師確保総合対策事業

平成18年度から、助産師の産科診療所への就業を促進するための啓発普及事業や、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、産科診療所への就業の促進を図るためのモデル事業を実施することとしている。

エ. 助産師活用地域ネットワークづくり推進事業について

平成20年度より母子の安心・安全の確保や新生児の健全な育成の観点から、医師・助産師・看護師等の適切な役割分担と連携が地域毎に確保される必要があることから、都道府県毎の助産師確保・養成策や助産師学校・養成所の学生実習の場の確保、助産師の確保が困難な医療機関等での助産師確保策に関する地域の関係医療機関との連携方法等について協議する「助産師確保連絡協議会」を都道府県に設置することとしたところである。

平成21年度においては、院内助産所・助産師外来の更なる普及を図るため、院内助産所・助産師外来の設置マニュアル・運営ガイドラインの作

成・配布に要する経費を追加することとしている。

なお、院内助産所・助産師外来の設置マニュアル・運営ガイドラインについては、平成20年度厚生労働科学研究費において、作成中である。

オ. ナースセンター事業

中央ナースセンターについては、全国の看護職員の求人・求職情報を一括管理し、利用者の利便性の向上を図っているところであるが、平成19年度からは、潜在看護職員等の就業促進を図るため、看護職員が多様な勤務形態で就業している医療機関の人事、労務管理に関する事例集を作成し、他の医療機関の人事、労務担当者に対する普及研修を行う「看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業」を確保し、潜在看護職員の再就業に向けた取り組みの充実・強化を図ることとしている。

(3) 養成力の確保

看護師等養成所の運営費については、教育内容の充実を図るとともに、養成数の確保を行うため、運営費の補助を行っているところである。

また、准看護師から看護師になるための通信制課程や、産科医不足等による助産師の活躍が重要となっている助産師課程の開設については、開校前からの専任教員等に対する補助を行っているところである。

各都道府県におかれては、養成力の確保のため必要な予算の確保について引き続きお願いする。

(4) 一般財源化されている事業について

看護師等修学資金貸与事業、都道府県ナースセンター事業、看護師等養成所運営事業（公立・公的立）、病院内保育所運営事業（公立・公的立）は一般財源化されているにも関わらず、厚生労働省に対して団体等から支援要望が多い事業となっている。いずれも、看護職員確保の観点から大変重要な事業となっており、各都道府県における必要な予算の確保について引き続き尽力をお願いする。

(5) 院内助産所及び助産師外来に関するシンポジウム開催について

院内助産所又は助産師外来を実践している医師、助産師、病院等管理者より、その取り組みの実際や効果についての報告、及び、利用者の立場からのご意見をいただき、全国的にその普及を図ることを目的としたシンポジウム

を開催することとしている。各都道府県におかれては、シンポジウムの周知をお願いいたしたい。

- ・テーマ：妊産婦さんを支える医療者の協働をめざすシンポジウム
- ・日時：平成21年3月21日（土曜）13：30～16：00予定
- ・会場：女性と仕事の未来館（東京都港区芝）
- ・対象：院内助産所及び助産師外来に関心のある医療職・行政関係者・一般の方・マスコミの方々
- ・定員：250名程度
- ・費用：無料
- ・参加に関する問い合わせ：

〒104-0045 東京都中央区築地2-7-12 15山京ビル605
「妊産婦を支えるシンポジウム」事務局
電話番号 03(3541)1058(平日10:00～17:00)

(6) 学生実習国民向けPRについて

「看護基礎教育の充実に関する検討会」（平成18年3月～平成19年3月）において、実習施設の確保及び患者の協力が得られにくいため、臨地実習の実施に非常に苦慮しているとの指摘が繰り返し提示されたところであり、同報告書（平成19年4月16日）において、「厚生労働省は、広く患者や家族をはじめとした国民各位が、将来の看護職員を育てていくことの共通認識を築いた上で、実習に協力いただけるよう、積極的に呼びかける等機運を盛り上げていくべき」とされたところである。

また、「看護基礎教育のあり方に関する懇談会論点整理」（平成20年7月）においても、目指すべき看護基礎教育の共通した課題として、患者・国民の看護実習の必要性に関する理解・協力などについて指摘されたところである。

このような状況から、患者・家族、医療関係者各位の看護学生実習への理解及び協力を求めることを目的とし、啓発用パンフレット・ポスターを制作し、ホームページ上で公開（本年3月）することとしている。

都道府県におかれては、内容を御了知の上、貴管内の医療機関、看護師等養成所及び看護学生実習施設等がこれを活用できるよう周知をお願いしたい。